



みやぎ税務会計事務所通信

《 2022 年 1 月 》



税務の話題

「令和4年度 税制改正大綱」が発表されました

1月恒例！昨年12月に発表された「税制改正大綱」のご案内です。
令和4年度のテーマは〔成長と分配の好循環〕と〔コロナ後の新しい社会の開拓〕。
今月は、メディアでもまず取り上げられている、令和4年度の中心的な内容3つをご紹介します。

1. 積極的な賃上げ等を促すための措置 (法人税・所得税)

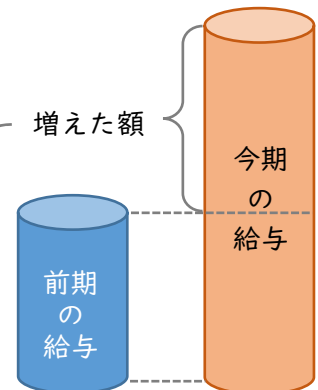
〔中小企業における所得拡大税制〕

(1) 税額控除率の上乗せ措置の見直し

- ① 給与 2.5%増 → 控除率 15%加算
- ② 教育訓練 10%以上増 → 控除率 10%加算

(2) 適用期限 1年延長

こんなイメージ！



(税額控除額 基本ライン)

前期より 1.5%増えていたら ... 給与の 増えた額 × 15%

(上乗せ①)

前期より 2.5%増えていたら ... 給与の 増えた額 × (15% + 15%)
⇒ 30%控除

(上乗せ②)

教育訓練費 (研修等) が 前期より 10%増えていたら ... 給与の 増えた額 × (15% + 15% + 10%)
⇒ 40%控除！

ただし
控除上限は
法人税額 × 20%です
給与には賞与も
含まれます

「賃上げに係る税制措置としては過去最高水準の税額控除率」と謳われています。
令和4年4月1日以降に開始する事業年度が対象です。

